

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本宮市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

本宮市長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に在住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告・給付の支給等の事務を行う。また、新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく予防接種を実施し、接種に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の実施 ②新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく予防接種の実施 ③給付の支給等</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理データバンクシステム・団体内統合宛名システム・中間サーバー・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2項 【情報提供の根拠】 84</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市総務政策部総務課総務係 TEL0243-24-5301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 本宮市保健福祉部保健課健康増進係 TEL0243-63-2780

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	5. 評価実施機関における担当部署	保健課長 渡辺裕美	保健課長	事後	
令和2年6月12日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本宮市総務部総務課総務係	本宮市総務政策部総務課総務係	事後	
令和2年6月12日	II-1 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月12日	II-2 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に在住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告・給付の支給等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②給付の支給等</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に在住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告・給付の支給等の事務を行う。また、新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種を実施し、接種に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種の実施 ③給付の支給等</p>	事後	
令和3年3月9日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p>	事後	
令和3年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の17,18,19の項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の16の2,17,18,19,115の2項</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に在住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告・給付の支給等の事務を行う。また、新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種を実施し、接種に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種の実施 ③給付の支給等</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に在住するものに対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告・給付の支給等の事務を行う。また、新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種を実施し、接種に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施 ②新型インフルエンザ特別措置法に基づく予防接種の実施 ③給付の支給等</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和4年3月9日	3. 個人番号の利用 法律上の根拠	<p>1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</p>	<p>1. 行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の10の項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号 別表第二の16の2,17,18,19,115の2項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>	<p>1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2項 【情報提供の根拠】 84 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条</p>	事後	
令和4年3月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理データバンクシステム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	健康管理データバンクシステム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	